

ACFE JAPAN プレミアム法人会員制度の入会申込書

裏面の参加規約を確認のうえ、以下のとおり入会を申し込みます。

申込日： 年 月 日

会社名称	(フリガナ) _____
英語表記	
所在地	(フリガナ) _____ (〒 _____)
英語表記	

ご連絡担当者名	(フリガナ) _____ 印		
所属部署		お役職	
連絡先電話番号		連絡先 FAX 番号	
メールアドレス (ログイン ID)			
<small>※ご登録の E メールアドレスは会員サイトへのログイン ID となり、また、ACFE JAPAN からのメルマガや会員ご更新などのご案内を配信させていただきますので予めご了承ください。会員サイトのパスワードにつきましては、事務局にて会員情報登録後に E メールにてご連絡担当者様へお知らせいたします。パスワードが届きましたらお手数ですが、会員サイト上にて速やかにご変更いただきますようお願いいたします。</small>			

設立	年 月	業種
資本金	億円 万円	事業内容
従業員数	名 (年 月末現在)	
売上高	円 (年現在)	
上場・非上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場	上場区分
公認不正検査士 (CFE) 資格試験の受験予定： 有 ・ 無 <small>※有の場合は受験予定者の氏名をお教えてください (予定者氏名： _____)</small>		
法人会員一覧内の企業名および HP リンク先掲載の可否： 可 ・ 不可 <small>※法人会員は弊協会ホームページ上にて企業名の紹介および公式 HP ヘリンク先を掲載させていただいております</small>		

お申し込み内容

ACFE JAPAN 事務局使用欄

入会金 (年 月入会)	¥ 55,000 円 (税込)
年会費 (入会月の翌月より 1 年分)	¥ 275,000 (税込)

承認担当	事務担当

※ご記入いただきました個人情報につきましては、法令を遵守し無断で第三者に公開することはありません。

お問い合わせはこちら

ACFE JAPAN 法人会員制度のお申込みは FAX、E メールまたは郵送でお申込みください。
 一般社団法人日本公認不正検査士協会
 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 5 階
 Tel. 03-5296-8338 (代表) Fax. 03-5296-8337 E-mail: info@acfe.jp <https://www.acfe.jp/>
 日本公認不正検査士協会は米国 ACFE とのライセンス契約に基づき運営されています。

ACFE JAPAN プレミアム法人会員制度 参加規約

< 1 > プログラムの内容

1. 一般社団法人日本公認不正検査士協会（以下「当協会」という。）は、Association of Certified Fraud Examiners（公認不正検査士協会、以下「ACFE」という。）との日本におけるライセンス契約を基に、プレミアム法人会員向けの不正対策サービスプログラム（以下「本プログラム」という。）を提供します。
2. 本プログラムには、法人会員の役職員に対するサービス（以下「本プログラムのサービス」という。）を含みます。詳細は別紙「エントリー法人会員制度 サービス規定」に記載しています。
3. 本プログラムのサービスは、追加、変更、廃止することがあります。

< 2 > 入会申込

4. 本プログラムへの入会申込にあたり、次の事項をお守りください。
 - (1) 所定の入会申込書に真実かつ正確な内容をご記入のうえ、当協会あてに提出してください。
 - (2) 入会申込書の記載内容に虚偽の申告があった場合等、当協会が法人会員として不適当と判断した場合は、入会をお断りすることがあります。
 - (3) 入会后、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を遅滞なく届け出てください。

< 3 > 費用（入会金・年会費）

5. 本プログラムに係る費用は、入会金5万円、年会費25万円（共に消費税別）とし、入会時に入会金及び年会費を、1年毎の更新時に年会費を、一括前払いするものとします。
6. 法人会員は、本プログラムに係る費用を、当協会の指定する方法により当協会に対して支払うものとします。なお、送金手数料は法人会員の負担とします。

< 4 > 資格・サービス 開始時期

7. 入会金及び年会費の支払い等、所定の手続きが完了した日を入会日とします。入会日より法人会員として会員資格が発生し、また本プログラムのサービス提供が開始するものとします。

< 5 > CFE資格

8. 本プログラムへの入会のみにより、法人会員の役職員がACFEの公認不正検査士（以下「CFE」という。）として認定されるものではありません。法人会員の役職員がCFEとして認定を受けるためには、当該役職員が個人会員として入会したうえで、CFE認定に必要な手続きを経なくてはなりません。

< 6 > 会員専用ウェブサイトのご利用

9. 法人会員入会后、会員専用ウェブサイトへアクセスするためのID及びパスワードを付与します。ID及びパスワードの使用は、入会申込書上の「ご連絡担当者」及び「ご連絡担当者」が定める法人会員の役職員に限定するものとします。
10. ID及びパスワード管理は、法人会員の責任において行っていただきます。ID及びパスワードを使用して行われた行為の責任は当該IDを保有している法人会員が負うものとします。また、会員専用ウェブサイトのご利用を一時的に終了される際には、その都度ログアウトをしてください。当協会及びACFEは、ID及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じた損害については一切の責任を負いません。
11. 当協会は、必要に応じて会員専用ウェブサイトの利用を制約する権利を保有しています。法人会員が会員として不適切な行為を行ったと当協会が判断した場合には、ID及びパスワードを無効とし、会員専用ウェブサイトの利用を禁止することがあります。

< 7 > 遵守事項

12. ACFEの個人会員は、以下に記載するACFEが定める規程及びACFE JAPANが定める規程を遵守することになっていきますので、法人会員の役職員の場合も同様に順守するものとします
 - (1) 公認不正検査士協会会則 (Bylaws of Association of Certified Fraud Examiners)
 - (2) 公認不正検査士職業基準 (CFE Code of Professional Standards)
 - (3) 職業倫理規定 (Code of Professional Ethics)
 - (4) ACFE JAPAN 参加規約

< 8 > 知的財産権を含む財産権の保護

13. 本プログラムのサービス及びサービスに関連して使用されているコンテンツ、ソフトウェア、個々の情報（データ）並びに情報（データ）の集合体（以下「本コンテンツ等」という。）に関する知的財産権は、ACFE及び本プログラムに本コンテンツ等を提供している提携先等に帰属しています。
14. 本コンテンツ等は、知的財産権に関する法令等により保護されていますので、法人会員は当該法令を遵守してください。
15. 会員が前項に違反した場合には、当該コンテンツ等及びそれらの複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、使用許諾、転載、再利用物の利用（使用）を当協会及びACFEが差止する権利並びに当該行為によって会員が得た利益相当額を当協会及びACFEが請求する権利を有することを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

< 9 > プライバシー・ポリシー

16. 法人会員の役職員に関する情報は、別途定める「ACFE JAPAN プログラム プライバシー・ポリシー」に従って取り扱われます。

< 10 > 参加・提供停止、資格取消、退会

17. 法人会員が次のいずれかに該当すると当協会が判断した場合、当協会は法人会員に事前の通知を要することなく、本プログラムへの参加停止、本プログラムに含まれるサービスの提供停止、又は会員資格の取消を行うことができるものとします。
 - (1) 本規約等に違反した場合
 - (2) 法人会員としての関係を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (5) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
 - (6) 監督官庁より営業許可の取り消し、営業停止処分を受けた場合
 - (7) その他法人会員としての関係を継続しがたい重大な事由が発生した場合
18. 法人会員が、本プログラムへの参加を終了し退会する場合には、退会予定日の1ヶ月前までに当協会に連絡し、所定の方法により退会手続を行うものとします。
19. 法人会員が、本プログラムへの参加停止またはサービスの提供停止、会員資格の取消処分を受けた場合、若しくは退会した場合であっても、その理由の如何を問わず、支払済みの入会金及び年会費は返還しません。

< 11 > その他

20. 本規約の内容については、必要に応じて追加、変更、削除することがあります。
21. 本規約の準拠法は日本法とします。
22. 本プログラムまたは本規約に関連して当協会と法人会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とします。